

業務中・通勤途中の 事故や怪我



事故当日より
治療を受けた場合

①療養(補償)給付として治療費を給付

1年6ヶ月

①治癒まで

仕事を休んで給料が出ない場合

②休業(補償)給付として80%給付

障害認定1級～3級に該当しない

②働けると認定されるまで

4日目より

傷病認定1級～3級に該当する

③傷病(補償)年金

障害認定1級～7級に該当する

④障害(補償)給付

要介護状態に該当する

⑤介護(補償)給付

死亡した場合

⑥遺族特別支給金(300万円)

⑦遺族(補償)給付 → 給付日額×153日分